

令和2年4月臨時会 県土整備委員会（事前）

令和2年4月28日（火）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

岩佐委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会します。（11時11分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、危機管理環境部関係の調査を行います。

この際、4月臨時会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1）

志田危機管理環境部長

危機管理環境部から4月臨時会に提出を予定しております案件につきまして、お手元の危機管理環境部の県土整備委員会説明資料に基づき御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部における4月補正予算案といたしまして左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、20億6,700万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で69億2,553万円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別主要事項説明を御説明申し上げます。

まず、危機管理政策課でございます。

防災総務費の摘要欄①のア、危機管理調整費では、令和元年度7号補正予算においてお認めいただいた危機管理調整費10億円につきましては、先手先手の施策を図ってきたところ全額を執行する見込みであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により全国に緊急事態宣言が発令されるなど、一段と厳しさを増している状況の中、新たに生じる危機事象に的確かつスピーディーに対応するため20億円の補正をお願いしております。

3ページを御覧ください。

とくしまゼロ作戦課でございます。

防災総務費の摘要欄①のア、避難所感染症緊急対策事業では、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、風水害や地震などの災害が発生した際には避難所開設に伴う感染症対策に万全を期す必要がございます。

出水期を控え早急に対策を講ずる必要があることから、市町村の避難所開設における感染症対策への支援に要する経費として3,400万円の補正をお願いしております。

4ページをお開きください。

安全衛生課でございます。

環境衛生指導費の摘要欄①のア、生活衛生関係営業継続応援事業では新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い影響を受ける事業者への支援として、県の制度融資とセットにした中小・小規模事業者向けの給付金制度においては生活衛生関係事業の一部が対象外となっていたことから、今回日本政策金融公庫の貸付けとセットにした新たな給付金制度を創設するなど、生活衛生関係営業者の事業継続を支援するための経費として3,300万円の補正をお願いしております。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、1点御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料1、新型コロナウイルス感染症への対応についてを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応状況は刻々と変化しており、3月26日には国において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、本県においても同法に基づき徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところです。

4月7日には国から7都府県に対して緊急事態宣言が発令され県内においても感染リスクが高まったことから、翌8日には徳島県対処方針を変更し4月11日から5月6日まで県立学校を一斉臨時休業とするとともに、4月16日には緊急事態宣言が全都道府県に拡大されたことを受け、翌17日には徳島県対処方針を変更し都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛、県外から来られた方の県有施設の利用のお断りについて県民の皆様をお願いしたところでございます。

4月21日には4人目、5人目となる2名の感染を受け、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において県有施設の原則休館、重ねて、県をまたいだ移動の自粛要請をお願いしたところでございます。

さらに、県内施設における県外ナンバーの実態調査を行うこととしました。

4月24日には、県外ナンバーの実態調査の結果を踏まえ、生活必需品を販売する事業者を除く事業者の方々に対し、県外客には入店をお断りいただくなどの対応を考えていただくようお願いしたところでございます。

また、大型連休期間において、徳島阿波おどり空港においてサーモグラフィー検査を実施させていただくこととしました。

加えて、いつ本県においてもクラスターやオーバーシュートが起こるか分からない状況であることから、PCR検査体制の強化に向けた新たな対策を講じることとしました。

さらに、医療従事者やその御家族に対する人権に配慮するとともに県外ナンバーの車への冷静な対応についてもお願いをしたところであります。

本日、午前中に開きました本部会議におきましては、まずDV被害者支援及び児童虐待の防止体制の強化としまして、DV相談の24時間ありますとか、広報の充実強化に取り組んでいくこととしました。

また、オンライン教育の推進としまして5月6日までの学校の臨時休業の間、在宅学習の支援を行っておりますが、これに加えて県内モデル校において遠隔授業や教職員のテレワークを可能とする環境整備を推進することとしました。

さらに、大型連休中のまん延防止対策としまして、県民の皆様には県をまたいだ移動を抑えるために他県に行かない、徳島に招かない取組を徹底していただくようお願いするとともに、事業者の皆様には県外客の入場を控えていただくようお願いしているところでございます。

また、県外ナンバーの実態調査につきましては4月21日、22日に続きまして、ゴールデンウィーク期間中の4月29日、5月3日にも実施することが決定したところでございます。

今後とも全庁を挙げて感染拡大防止に全力で取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

#### 岩佐委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきましては委員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わってなお時間がある場合、又は重要案件については委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

なお、去る4月23日開会の議会運営委員会において、提出予定議案については本日の委員会で十分審議の上、4月30日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 岡委員

1点お伺いをしたいと思います。この補正予算の4ページの生活衛生指導助成費のところの生活衛生関係営業継続応援事業について、もうちょっと詳しく内容を教えていただきたいと思います。

#### 山本安全衛生課長

生活衛生関係営業継続応援事業の概要についての御質問でございます。

この事業につきましては、個人事業者などの小規模の事業者が多い飲食業でありますとか、理美容業等の生活衛生関係営業におきまして、今般新型コロナウイルスの感染拡大に伴います社会活動の自粛要請などによりまして収益が大きく悪化し事業継続への危機感が増大しているところでございます。

そこで、事業者が国や県などの様々な支援制度や特例措置を円滑に活用できるよう徳島県生活衛生営業指導センターにおきまして相談体制の充実を図っていく。これがまず1点

目でございます。

一方で、県の事業者向けの給付金事業としましては新型コロナ対応企業応援給付金がございますが、県の制度融資の貸付けが前提となっております。

この制度におきましては、風俗営業を営む社交飲食業の一部が制度の対象となっておりますことから、ラウンジバー、クラブなどにおきましては日本政策金融公庫の貸付けを利用できるということでございますので、社交飲食業の継続をもれなく応援するという観点から、今回日本政策金融公庫の融資と給付金とをセットとしました本事業を創設したものでございます。

今後とも日々の生活を支える必要不可欠な生活衛生関係営業の経営の健全化を通じまして、公共衛生の向上に努めてまいるとするのが趣旨でございます。

岡委員

内容は大体分かりましたけれども、ちょっと耳に挟んだのですが、今回の3,000万円の給付金に関しては日本政策金融公庫からの借入れが前提で、しかも生活衛生関係の同業組合に入っているということが前提であるというような話を聞いたのですけれども、それは間違いはないのでしょうか。

山本安全衛生課長

給付金制度につきまして、給付の支給要件についての御質問でございます。

支給要件等としておりますのが、日本政策金融公庫の生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付などを借りていること、徳島県生活衛生同業組合員であること、更に令和2年2月以降の売上高が前年同期比50パーセント以上減少していることとしているところでございます。

支給額、その他につきましては新型コロナ対応企業応援給付金と同様の上限100万円、資金融資を受けた金額の10パーセントとしておるところでございます。

また、今回の給付金につきましてはより多くの業種を支援するということを目的にしておりますので、商工労働観光部の徳島県新型コロナ対応企業応援給付金を補完するという観点から、両給付金の併用はできないという制度になっておるところでございます。

岡委員

この生活衛生同業組合に入っているということが前提であるという話だったと思うのですが、私が調べたところによると今回の制度に関しては12ぐらいの同業組合があるのですね。

それら全ての組合のリストというのが1,700件ちょっとある。この組合がやっているような事業をやられている業種の方々というのが、徳島県内で登録されている数が1万6,500件ぐらいあるということをお聞きしておるのですが、これはほとんどの方が組合員以外なんですね。1割強ぐらいの方が組合員なんです。その方々には日本政策金融公庫で借入れをして、前年同期比50パーセントの減額があれば給付金を支払いますというようなことなんですけれども、今回の新型コロナウイルス感染症の影響というのはありとあらゆる業界の組合に入っていようが入っていないが、ものすごい大きな影響を受けているんで

すね。

県としても、こういう生活衛生同業組合の関係の方々に対しても営業自粛を要請しているのです。それに応えてくださっている方というのは組合員の方だけではないのです。本当にたくさんの方々が自分の会社であったりとか、営業のお店を守るためもあるし、徳島県の新型コロナウイルス感染症のこれ以上のまん延を防ごうと協力しようということで、本当にたくさんの方々に自粛というような形で多大な協力をしていただいています。

そんな中で、なぜこの補助金に関してはわざわざ制限を掛けるのかということに非常に疑問に思っております。

確かに非常に分かりやすかったりするのかもしれませんが、組合に入っていたほうが分かりやすいので、信用度が高いとかいろいろ考え方もあるのでしょうけれど、これだけ皆さんが緊急事態であり、本当に非常事態の中でこのような制限を掛けるということは、私はあつてはならないと思います。多くの方々が恐らく日本政策金融公庫の借入れの相談に行っているでしょうし、借入れもしていらっしゃるでしょうし、苦しい中でやっているのであればもっと枠を広げて組合に入っていようが入っていまいが、このあとの条件に合致するような方だったらしっかりと給付金を出していく。件数が多いのもっと額が大きくてもいけるだろう。

本当にたくさんの方々に御協力していただいている中で、今徳島県内では確認できた分で5件の発生で何とか押さえ込めているということをもう一度我々はしっかりと考えなければいけないと思います。他の部局のことをここで言うべきことではないのですが、あらゆる制限というのはできる限り取っ払って、できるだけたくさんの方々に支援の手を届けていけるようなことを考えるべきです。

今回のこの給付金に関しても、生活衛生同業組合員であるという条件をのけて、こういう業務に携わっている方々に申請していただいた分に関してはしっかりと給付金を出していきますよというような体制をとっていくべきだと思うのですが、どのようにお考えになっているのですか。

福田消費者くらし安全局長

ただいまの岡委員の御質問にお答えいたします。

これは要項の作成段階におきまして、法律が公益財団法人である徳島県生活衛生営業指導センターを通じて業界の健全な経営指導をやっていくというようなことにもなっておりますし、また日本政策金融公庫においても組合員であればということで有利な制度もございますので、組合員であることというような一文を今加えるようなことを検討しております。

ただ、委員がおっしゃるとおり今回生活衛生関係全般に非常に多くの皆さんが御苦勞をされておるといようなことも踏まえて、今回の給付金、これは日本政策金融公庫の貸付け、これを受けられるということが前提ではありますが、受けられた後においては組合員でなくても広く徳島県生活衛生営業指導センターにおいての指導の対象というようなことでこの給付金の対象に加えていきたいというふうに考えております。

岡委員

是非ともそのようにしていただきたいと思います。

本当に御苦勞なされているような話ですけれども、御苦勞なされているとともに御協力を頂くこと、自粛してくださいということに対して反応していただいているということ、徳島県に対して多くの方々に御協力を頂いているのです。本当に苦しいと思います。

国の今の日本政策金融公庫は多分かなり急ぎで作ったものですし、皆さん方も今回の対応に関しては本当に御苦勞されている。お疲れのところだと思いますけれども、また今後の状況を見て、例えば市中の銀行でお金を借りている方もいらっしゃる、日本政策金融公庫で借りられなくて民間で借りる方もいらっしゃるかもしれない。そういう制度を知らなくて近所の銀行で借りた方もいらっしゃるわけです。そういう方々に対してもまた第2弾で何か手を考えていける。恐らくもし新型コロナウイルス感染症がある程度収束してきたときになっても、経済的な影響というものは絶対に時間が掛かると思います。本当に経済活動は瀬戸際の攻防になっていると思います。

ですから、そういうことも先のことも考えてもちろん今の対処も大事なんですけれども、次のこの先にどういうことが起こってくるのかというのを想定しながら、また6月の議会もありますのでそこに向けて足りない分を今回の補正案でできるだけ早く出していかないといけない。本当に大変な時間がない中で作っていただいているので、恐らくこの中で抜けている部分もあると思うのでその辺もしっかりとチェックしていきながら市民の皆さん、県民の皆さん方の声を聞きながら、抜け落ちている部分やまだまだサポートでききられていない部分をしっかりと充実して、また県としてこの御協力を頂いている皆さん方に本当に救いの手という名の協力の手を差し伸べられるような対応をしっかりと考えて進めていただきたいと思います。今後もお忙しい中とは思いますが、その点は要望というかお願いをさせていただき、私からの質問は終わりたいと思います。

#### 臼木委員

県は今、県外ナンバーをしっかりと調査をされているようですが非常に重要なことだと思います。連休もその後も続けられるということでございますが、今現在どんな県外ナンバーの車が徳島県に入られているのか、ある一定のまとめができていたら御報告を頂きたい。

また、この県外ナンバーの徳島県在住者に対して非常に嫌がらせやいろいろな弾圧があります。徳島県に住みながらナンバープレートの変更ができていない方もたくさんいらっしゃるようで非常に困っている。そういうことで、私は徳島県人でありますというようなステッカーをどこかの自動車屋が販売したら、びっくりするような売行きだというようなこともお聞きしております。

今は徳島県に感染者が5人ありますが、絶対にこれ以上感染者を増やしてはならないということで重要なことではありますが、その反面そういうようなことがあるというのですがどのように対応されるのかお尋ねしたいと思います。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま、臼木委員のほうから県外車両の流入調査の御質問を頂いたところでございます。

まず、調査の結果について御説明をさせていただこうと思います。

1回目となりますのは先週になりますけれども、4月21日、22日に実施をしたところでございます。

調査の方法としては二つございまして、まずは県内の130か所、県外客が来られるような所を選びまして、そこでの駐車場、そこで県外ナンバーの確認をしたところでございます。これによりますと、県外車の方々が5.5パーセントぐらいという状況でございます。なおかつ、そのうち特定警戒都道府県いわゆる感染が広がっているような地域から来られている方が1.8パーセントというところでございます。若干少ないのかなというところもあるのですが、一方で交通量調査ということで県内のインターチェンジ、これは11か所あるのですが、そちらのほうで交通量の調査をいたしました。

これでいきますと、県外者につきましては実は49.1パーセントで、特定警戒都道府県から来られている方が18.4パーセントというような結果になっているというところでございます。

県内での施設利用についてはある程度抑えられている部分もあるんでしょうけれども、やはり県内に実際に入られている方はまだまだいるのかなというところでございます。

そのために県としては、県外から来られる方にはできるだけ施設の利用についてはお断りをしていただきたいというようなお願いをさせていただいているところでございます。

ただ、その一方で臼木委員からもありましたように、県外車両に乗っておられる方々に対する暴言でありますとか、あるいはひどい場合には車両に傷をつけるというようなお話も頂いているところでございます。

今回のこの趣旨というのは県外の方を敵視するとか、あるいは排除するというようなものではなくて、感染の防護のために必要だということのものでございます。

県民の皆様方に対しましてはそういった趣旨を十分踏まえていただきまして、県外から来られた方々、あるいは今委員のほうからありましたプレートは県外なんだけれども実際には何か月も何年も前から徳島県に住まわれているという方もおられること、これを十分踏まえていただきまして県民の皆様方には冷静な対応をお願いしたいということで、我々あるいは知事、この前は知事と徳島市長が共同の記者会見を開きまして、そういったものに対して冷静な対応を県民に求めているところでございます。今後も引き続き、そういった冷静な対応につきましても県民の方々に対して周知を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

#### 臼木委員

大変すばらしい活動をされているわけですが、それだったら3密を避けるためにも本当にパチンコ屋あたりは一応対策をするべきではないのですか。パチンコ屋の従業員も県外車のナンバーを見ながらお断りとか、いろいろと入り口で苦労はされているようですが、やはり感染防止のためには徹底して3密をなくすためにもすべきと思うのです。強制力というのはないのですが、政府が、総理大臣がやはり県境をまたぐべきではないということでもありますから、全ての事業者の感染リスクの高い職場については県としてもいろいろと策を講じるべきではないのですか。

## 勝間危機管理環境部次長

ただいま、臼木委員のほうからパチンコ店をはじめとして三つの密、密閉・密集・密接そういった環境にある部分についてはどういう対応をとということでございますけれども、正にこの三つの密を回避する、重なった部分ではなくて一つでもあれば感染のリスクがあるんだというようなことについては、これまでも強く県民の方々にお知らせをしているところでございまして、もちろんそれは事業者を含めた形で啓発をさせていただいているところでございます。

実は、今日も新聞の折り込み等々で、これは保健福祉部が中心となっているのですが、三つの密を防ぐようなチラシを配布させていただいているところでございまして、そういった取組というものは正に事業者だけではなくて県民の方々一人一人に行動変容を起こしていただく、それによって感染をしっかりと防御していただくと、そういう流れを県としても作り上げたいというふうに思っているところでございます。

また、パチンコ店のお話が出ましたので付け加えて申し上げたいと思うのですが、正に今申し上げましたとおり全国で緊急事態宣言がなされている趣旨というのは県をまたぐ移動、これをしっかりと防備するということが全国的に求められているところでございます。

そういった中で、パチンコ店につきましては、県外車両のお断りという部分については全ての店舗で御協力を頂いているところでございます。例えば、張り紙を貼っていただいて県外客をお断りというようなものもしていただいておりますし、またガードマンを設置してしっかりと防御をしていただいているところもあるというところでございます。

そういった点で、それぞれの事業主さん、あるいは県民の方々にそれぞれ意識をしっかりと変えていただいて、徳島県内の感染者はまだ5人ということで全国的に見れば下から数えたほうが早いという状態ではありますけれども、これを安全だというふうな形ではなくてしっかりと防御をしていくと、そういう意識が県民全体に今広がっているところでないのかなというふうに思っているところでございます。

## 臼木委員

しっかりと取り組んでいただいて、岩手県みたいにゼロの県を目指してというわけにはいきませんが、この新型コロナウイルスというのは非常に小さくて顕微鏡で見るのも難しいような大変難しいウイルスであって、これが熱にもまた強い。

夏が来たら収束するのかなと思っておったのですがしないということで、東京辺りなんかは病院が医療崩壊しているような状況になっていますので、しっかりとした取組をしていただかないと命を落とすわけですから、これにはお金をしっかりと使って、そうしなければ防御できないと思いますのでしっかりとした取組をお願いして終わります。

## 大塚委員

防災総務費につきまして、避難所感染症緊急対策ということで3,400万円ですか。実際今の時期に水害というのはないかも分からないが、そういった災害があった場合には1か所に集まるわけですが、その際はやはり新型コロナウイルス感染症ということで特に手を洗うことなんですから、アルコール消毒剤というのはこの対策費の中でどうい

うふうな備えなのか、まずお聞きしたい。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

今回の避難所の対策といたしまして、市町村が実施する避難所における新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして、市町村が備えるマスクとか消毒液といった物資につきまして県のほうで補助をするということで考えております。それと県のほうにおきましても備蓄している消毒液等がありますので、こちらのほうで対応していくということで考えております。

大塚委員

ありがとうございます。十分にアルコールを補充していただきたい。

それともう1点、先ほど臼木委員のお話で感じたのですが、特に大型連休のまん延防止のことでパチンコ屋のことが出たのですが、一つはゴルフ場ですね。ゴルフは外でやるのですけれど、やはり昼休みに食事をする。ゴルフ場で食事のときに感染する、そういうことがあります。そういったゴルフ場内で食事をするときの感染防止に関して、保健福祉に関する対策等を考えているのでしょうか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、大塚委員のほうからゴルフ場での感染防止策というお話を頂いたところでございます。

我々としてしましては、まず特定の業種に限らず広く事業者に対しては感染防護をしっかりと取っていただきたい。特に先ほど申し上げました三つの密、密閉・密集・密接、そういった環境を徹底的に回避していただきたいというようなことで、お願いなり啓発なりをさせていただいているというところでございます。

それぞれの事業者で、例えば食事をするときに間隔を空けていただくとか、あるいは対面にならないようにとかそういった工夫をしていただいているところもあるというふうに聞いているところでございますので、我々としては粘り強くそういった3密の環境を回避していくということを事業者のほうに訴えさせていただきたいというふうに思っております。

大塚委員

特にゴルフ場に関しまして、やはり県外、特に京阪神から来られている方が結構いると聞いてます。かなりまん延している京阪神から来ている場合にはできるだけ御遠慮いただくということを決められているゴルフ場もあるように聞きます。

それともう一つは、例えば昼食時とかお風呂とかで感染状態が起こり得るので、いわゆるスルーですね。昼食なんかを取らずにスルーで、それからお風呂は使わず、そういう対策なんかをしているところもある。ただ統一性がないということで、そういった点も是非考慮していただいてやっていただきたいと思います。

それとアルコール不足のことでちょっと今あるのですけれど、次亜塩素酸は今でもかなり購入することができる。やはりいろんな事業所でアルコール消毒が手に入れないと

ということで、10倍に薄めてそれを手が荒れないような形でアルコール消毒液の代わりに使っているということもあるのですけれども、県としてそういったことは掌握されているのでしょうか。

#### 勝間危機管理環境部次長

今、次亜塩素酸等々の消毒というお話を頂いたところではございますけれども、まず我々がポイントとしておりますのはやはり医療機関等々での手指消毒、例えばエタノール等々の購入、そういったものについてしっかりと国からも供給されておりますし、あるいは民間の方からお話もございまして、確保するというのをしっかりと進めているところでございます。

また、一般の県民の方々に対する手洗い等々の励行、その際の消毒についても併せて啓発を行っているというところでございますが、まずはそういった医療機関、あるいは学校を優先して配付をさせていただいているところでございます。

#### 大塚委員

これで終わりたいと思いますが、やはり消毒やアルコールを一般の方々が手に入れるというのは非常に難しい問題です。そういうことで、やはりそれに変わる方法として先ほど言いました次亜塩素酸ということもありますし、できるだけ工夫をして感染防止を徹底的にやっていくということでマスクももちろん必要ですけれども、手洗いの慣行も必要になってくると思いますのでそれに対してできるだけ支援をする。

その普及に関してとか、知識の啓発とか、それも是非やっていただくようにして今一番大事な時期でございますので、危機管理環境部にしても最大限努力していただいていると思うのですけれど、是非総合的にやっていただきたい。

#### 仁木委員

私からは五つ言ってあったのですが、3点に絞りまして質問させていただきたいと思います。

内容につきましては危機管理調整費の20億円と、それと生活衛生関係の予算とこの報告事項に関連して質問させていただきたいと思います。

先ほど岡委員さんのほうからありました、これは是非とももらえる方を、給付される方を広げていくべきだと思っております。

今のこの時期におきまして、他県においては休業要請をする中で、いわゆるそれに対する補償なり家賃補償なりということがいろいろと報道されておりますが、この点を今の現状の徳島県におきましては、この現存しております新型コロナ対応！企業応援給付金と今回のこの生活衛生関係営業継続応援事業というところの給付金で賄いきれているという認識でいらっしゃるのか、若しくは何らかの他県と同様に給付なり家賃補償なりを考えられているのかということについて、これまでの協議も踏まえてお聞かせいただければと思います。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま、仁木委員のほうから支援のお話という御質問を頂いたところでございます。

新型コロナウイルスの感染阻止に向けて全ての都道府県で緊急事態宣言がなされている中、今回の補正予算でも業と雇用を守るという柱立ての中、業を継続するための支援というものをしっかりと折り込ませていただいているところでございます。

その一方で、現状の感染状況を見てみますと現時点においては、本県の感染者は5名というところでございます。幸いなことに市中感染が広がっていると言いがたい状況であります。

そのため、例えばですけれども選択肢の一つで、全国的に言われている休業要請というフェーズには入っていないというふうに思っているところでそういう判断をさせていただいているところでございます。

そういった支援を行う際にどうするのかということでございますけれども、やはりそれにつきましましては感染の状況等々を勘案した中で、範囲、期間、あるいはもし要請するのであればその要請の内容等々が決まっていくのかなというふうに思っているところでございまして、現時点でその詳細を御説明するのは難しいというふうに思っているところでございます。

また、お金についてでございますけれども、全国知事会から国に対して継続的に営業損失についての補償というようなことも求めてきたところでございまして、一方で国のほうから地方創生臨時交付金という制度で活用可能だというような説明なり報道なりがなされているところでございます。現状におきましては、その詳細というものが不明な部分が多くございますので、やはり国からの情報、方針というものもしっかりとつかみながら県としての対応ということ、これは状況の変化を伴うものでございますので、即応できるようにしっかりと準備をし対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

## 仁木委員

現状そういう認識というか状況であるということは理解はできるのですが、これについて早くどうこうというところのフェーズではないというのは分かります。

ただ、この事業資金等々は今回の予算に計上している部分も借入金額の融資額の1割というところが出てきます。これは全てにおいて補償制度を含めて長期事業資金なわけなんですよ。ということは1,000万円借りなかったら100万円の給付ができない状況です。

今休業要請というか自粛で協力を頂いている多くの方々が容易に給付を受けられるようにするためには、これ長期じゃなくて短期事業資金も考えていかなきゃいけないと思います。

例えばですけれども、いわゆる当座貸越の枠であるとか、多分次の県土整備部のほうで出てくると思いますが、これ建設業者だったら例えばですけれども手形貸付とかですね。枠設定したらそれというのは融資額の範囲にみなされるわけですから、だから1,000万円の枠を作られている方については1割というところで、100万円の給付というのは容易にできます。ですから、そういったことも含めて信用保証協会なり商工労働観光部のほうとでも相談して、そういった形でより多くの方がこの給付金で賄えるような形を検討していただきたいと思います。

## 勝間危機管理環境部次長

我々も今、この新型コロナウイルスの感染状況が正に動いている中で対応を進めているところでございます。

もちろん県民の方々、あるいは事業者の方々が不安を抱えている部分もあろうかと思えます。そういった部分について、仁木委員のほうからお話がありましたけれども、それぞれの部局で関係するところの現状等々についての把握、これもしっかりと行っているところでございます。

そういったヒアリングの内容等々も踏まえまして、これからの県の対策もしっかりと検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

## 仁木委員

どうぞよろしくお願いしたいと思います。

報告資料に基づいてですけれども、この中でちょっと気になりますのは、一般の災害等におきましては、例えばですけれども、発災後のいわゆる保険とかいろいろなものを行政側だけの窓口では難しいということで、例えばり災証明の発行等というのは士業士の方にいろいろな委託をしたり協力要請をしていくというようなことが大体の流れだと思えます。マニュアルにもそうあると思いますが、新型コロナウイルス感染症の対策会議の中におきましては、その士業士に関する協力の要請の件について報告というものが上がっていないのかなというところが一つ気になる点です。

この点について、士業士の皆さん、例えば社会保険労務士会、それに行政書士会、司法書士会、弁護士会等々、今のフェーズにおいては結局中小企業の皆さんとか経営者の皆さん方が円滑に融資を受けられるということが大事になってくるかなと思っています。

この点について、何らかの協力要請等々というのはしているのかどうかということについてお聞かせいただければと思います。

## 勝間危機管理環境部次長

今、仁木委員から士業士等のネットワークの活用ということで御質問を頂いたところでございます。

委員御指摘のとおり危機事象対応、とりわけ大規模災害が発生した場合の住民等に対する相談業務の支援ということで、行政書士会とか弁護士会などで構成されます徳島県士業ネットワーク推進協議会と協定をまいて対応を図っているところでございます。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の関係ですと、4月8日に総務省から新型コロナウイルス感染症に係る行政書士の活用についてということで、日本行政書士連合会が各市町村の給付申請手続に関する相談サポートを支援していく通知を頂いているところでございます。

このようなことから、県としては士業ネットワーク、例えば今お話にありました社会保険労務士でありますとか行政書士でありますとか弁護士といったところで、我々とそれらの間では、危機事象発生時の連携協力体制ということは常に成り立っているところでございますので、そういった所ともしっかりと情報共有を図っていきたいというふうに思っています。

いるところでございます。

現時点において、具体的にあれこれというところはまだできてない部分ではありますけれども、当然これから今委員からもお話がありましたとおり、その給付金の話でありますとか、様々な行政手続の部分というのが出てこようかと思いますので、そういった支援を求める必要が生じた場合にはしっかりとこういったネットワークの方々とも連携をしながら県民の方々の生活をサポートしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 仁木委員

ここは非常に大事でありまして、状況的になぜ大事かということを説明させてもらいたいと思います。

金融機関で言いましたら、セーフティネットの保証の融資を受ける際には申し込みいただいて金融機関に事前照会を掛けます。その前にするのが、市町村でのいわゆる売上げが下がっていますよという認定を受ける。これは平時であれば金融機関の皆さんが代行ということはちょっとおかしいですけれども、代わりに行ってあげたりサービスの一環ではないのですけれども、気を利かせて行くということがございます。

ただ、今の状況でセーフティネットの申込みが多すぎて金融機関も銀行員も対応できていないのが事実です。ですから自分で行ってください、行った後は融資を受けるために事業者の皆さんは注力されます。けれども、その後の給付金というところの流れにたどり着かないという現状も出てくると思うのです。

ですから、この市町村への認定書の発行の業務、それともう一つは給付金の申請の業務、これを一括してできると思います。

あとは社会保険労務士さん、ここは雇用調整助成金のほうになってくるといいますから、このネットワークで複合的なチームを作って県が業務委託をするなり何なりして、今のこの制度を円滑に循環させていただきたいなと思っております。

この無担保、無保証の部分の予算がたくさんありますけれども、総額枠で4,500億円ですね。この4,500億円が全て回ったら徳島県内でお金がそれだけ回っているということで認識できると思いますけれども、ここが回らなかったらなかなか下支えできないと思いますから、その点をよろしくお願いしたいと思います。

あと、危機管理調整費の20億円、いろいろな場面で使えると思いますけれども、今ちょっと気になりますのは、学生さんは帰ってくるのにホテルを借り上げてという話があるかもしれませんが、今ちょっと困っていますのが里帰り出産を拒まれるんですよ。

今から生まれてくる命の部分についてもやはり同様なことで、早期な対応というのは計画だけは協議していただいたらどうかなと思いますので、その点は投げ掛けて終わりたいと思います。

#### 梶原副委員長

ゴールデンウィークの帰省も始まるころでございますので、今空港とかでサーモグラフィによるチェックも行われているのですけれども、あそこで体温の高い方がおられた

場合、その後はどういうふうな対応をとられるのか教えていただきたいと思います。

坂東危機管理環境部副部長

空港におけるサーモグラフィーを活用した検温ということについての御質問でございます。

現在、明日29日から予定をしておりますけれども、こちらにつきましては県外から入ってこられた方々の注意喚起というものが一つあります。

県をまたいでの往来というものを我々今、全国挙げて自粛してくださいという形で啓発等を行っておりますけれども、その中でまず一つは県をまたいで往来をされた方々についてそういうチラシをお渡しすると、これは全員の方にお声掛けをしているというのが一つ。

それからもう一つ、体温が高かった方については既に体温が高いわけですから、体調の急変等があった場合に帰国者・接触者相談センターのほうへ連絡ができるように連絡先を記載したチラシをお渡しして、そしてできるだけ体調が整うまでは自宅若しくは宿泊先で待機をして外出を控えていただくというふうなことを呼び掛けるように考えております。

梶原副委員長

体温が高い方については、家庭にすぐに帰られるというのは非常に危険だと思います。

私が思っていたのはこのホテルとか帰国者・接触者外来のほうに直接病院なり何なりへ行かれるほうがいいのかと、そういうような対応をされるのかなと考えていたのですが、一旦家庭のほうに戻られて様子を見るということですね。

坂東危機管理環境部副部長

今、副委員長からお話があったとおりでございます。

体温が高いということをもって、そのまま例えば新型コロナウイルスの感染疑いという形にはなっておりませんので、例えば医療機関の受診ということについても状況に応じてではございますが、基礎疾患がある方等々についても二日程度様子を見ていただくという形をとっておりますので、その中で必要に応じて帰国者・接触者外来の前に直接医療機関の診療に掛かるということは現在できるだけ控えていただいております。まず体調の様子を見ていただいて、帰国者・接触者相談センターのほうにお問合せを頂くという形を考えております。

梶原副委員長

帰国者・接触者相談センターの部分ですね。その方がしっかりコンタクトできているかどうかを確認できる体制をしっかり組んでいただきたいと思います。

あと最後にもう1点、車で近県から帰られる帰省客の方にもどうしても帰省されないようにという投げ掛けはしているにせよ、どうしてもやむを得ない理由で帰られる方もおられると思うのですが、様々なルートから帰って来られるのでその方それぞれにチェックするというのは非常に難しいと思うのです。今22の道県におきましては帰省者の方々に2週間の自宅待機であるとか、外出の自粛等、又は毎日の検温を求めるといった措置がな

されていますけれども、徳島県の場合はその帰省客の方に対してそういった対応をとるのか、そこら辺をお聞かせください。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま、梶原副委員長のほうから連休に帰省をされる方への対応ということでございますけれども、これはちょっと繰り返しになるのですが、やはり全国で緊急事態宣言がなされている中、県としては県外からの帰省というものは差し控えていただきたい。特に列車や飛行機などを予約している場合でもキャンセルを進めていただきたいというふうな強いメッセージを出しているというところが大前提としてございます。

その一方で、梶原副委員長のほうからありましたように、来てしまっているというふうな方もおられるというところなんですけれども、実は今のように全国で緊急事態宣言がなされる前の段階でございましたけれども、例えば親戚知人が緊急事態宣言の対象府県から来県された場合は2週間程度の外出自粛の呼び掛けをお願いしているというところがございます。もしこちらのほうに来てしまっているという話であれば、まずはそれぞれの居場所で2週間程度の外出自粛をしっかりと取っていただきたいというのが県からのお願いという形になってまいろうかと思っているところでございます。

ただ、繰り返しになりますけれども大前提としては、徳島にはできるだけお越しにならないようにというふうなメッセージを県として強く発信してまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

#### 梶原副委員長

先ほど仁木委員からもお話ありましたが、里帰り出産とかやむを得ない理由とかでどうしても帰られる方もおられると聞いております。ですので、出産で帰られる方はそんなことないのですが、そういった方々がどうしても帰省するということで帰られて、パチンコ店でありますとか、遊技場でありますとかそうした所に絶対に行かれないように知事から強いメッセージを伝えることが大事なんじゃないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

#### 勝間危機管理環境部次長

正に梶原副委員長がおっしゃるとおりでございます。特にこの大型連休が始まった中でございます。ここをいかに乗り切るのかというのが、今後感染が拡大するのか、あるいはこれを抑えることができるのか大きな分水嶺<sup>れい</sup>になってこようかというふうに思っているところでございます。

そういった思いも込めまして、実は本日午前9時から徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、今申し上げたような県民の皆様への呼び掛けというものを改めて知事のほうからメッセージの発出をさせていただいたところでございます。

また、先ほど申し上げましたが、例えば新聞での折り込みの広告でありますとか、あるいはホームページによる提供、あるいは市町村、関係機関を通じたお願いといったものもこの長い連休に向けてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

岩佐委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，危機管理環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（12時11分）